

令和 6 年第 2 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

令和 6 年 6 月 14 日（金）

開議 午前 9 時 00 分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 報告第 1 号 令和 5 年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 報告第 2 号 令和 5 年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 4 議案第 52 号 令和 6 年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について
- 第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて
京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて
過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めるについて
京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めるについて
京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 45 号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 46 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 47 号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第 12 議案第 48 号 令和 6 年度 京丹波町役場旧庁舎解体工事請負契約について
- 第 13 議案第 49 号 令和 6 年度 町営バス（小型バス）購入契約について
- 第 14 議案第 50 号 土地の取得について
- 第 15 議案第 51 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 発議第 1 号 政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化に向けた意見書

第17 閉会中の継続調査について

第18 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員 (13名)

1番 山崎裕二君
2番 山崎眞宏君
3番 畠中清司君
4番 伊藤康二君
5番 居谷知範君
6番 西山芳明君
7番 隅山卓夫君
8番 谷口勝巳君
9番 山田均君
10番 東まさ子君
11番 松村英樹君
12番 森田幸子君
13番 梅原好範君

4 欠席議員 (0名)

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者 (25名)

町長 畠中源一君
副町長 山森英二君
総務部長 松山征義君
健康福祉部長 木南哲也君
産業建設部長 栗林英治君
総務課長 田中晋雄君
企画情報課長 堀友輔君

財政課長	山内明宏君
デジタル政策課長	田畠昭彦君
税務課長	小山潤君
住民課長	大西義弘君
福祉支援課長	原澤洋君
健康推進課長	西野菜保子君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	中野竜二君
農林振興課長	山内敏史君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	井上晴之君
上下水道課長	村田弘之君
会計管理者	谷口玲子君
瑞穂支所長	豊嶋浩史君
和知支所長	山内善史君
教育長	松本和久君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	西山直人君

6 欠席執行部（1名）

教育次長 岡本明美君

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	樹山敬子
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、早朝より傍聴、大変ご苦労さまです。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

岡本教育次長から体調不良のため、本会議を欠席したい旨、届出がありましたので、受理いたしました。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業等について協議がされました。また、総務産建常任委員会では、6月7日、京都府中・北部地域消防指令センターの現地踏査を行いました。

6月12日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議内容の報告等が行われました。

本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

本日までに受理した陳情書をお手元に配付いたしております。

京丹波町情報センターに対し、本会議の自主放送番組での放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、報告第1号 令和5年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告について～日程第3、報告第2号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書の報告について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、報告第1号 令和5年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第3、報告第2号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでを一括議題といたします。

町長の報告を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今期定例会も、本日で最終日を迎えていただくことになりました。

議員各位には、連日熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告第1号 令和5年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決をいただきました一般会計及び下水道事業特別会計でございます。

一般会計では、翌年度に繰り越す額として、瑞穂地区旧学校施設管理事業ほか、13件の3億5,777万2,000円であります。

これらに充当します財源は、国・府支出金1億4,704万6,000円、地方債1億9,150万円、諸収入150万円、一般財源1,772万6,000円であります。

下水道事業特別会計では、翌年度に繰り越す額として、公共下水道施設整備事業ほか、1件の300万円であります。

これらに充当します財源は、地方債230万円、一般財源70万円であります。

続きまして、報告第2号 令和5年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌事業年度に予算を繰り越した場合においては、議会に報告しなければならないとされているところです。

今回報告いたしますのは、水道事業会計において、翌年度に繰り越す額として、上大久保地区管路更新工事ほか、4件の4,568万円であります。

これらに充当します財源は、企業債930万円、補償費1,041万6,000円、損益勘定留保資金2,596万4,000円であります。

以上、説明といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、報告を終わります。

《日程第4、議案第52号 令和6年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第52号 令和6年度 小型動力ポンプ付積載車購入

契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 続きまして、本日追加提案させていただきます議案第52号 令和6年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約につきましては、小型動力ポンプ付積載車1台を大槻ポンプ工業株式会社から、1,336万5,000円で購入しようとするものであります。安栖里区を守備する和知支団第4分団第3部への配属を予定しております。

以上、追加議案の提案説明といたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、議案第52号 令和6年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の小型動力ポンプ付積載車の購入につきましては、老朽化等に伴い車両更新を行うものであり、配属先となります和知支団第4分団第3部の安栖里に配備している車両の経過年数は21年となっております。更新計画につきましては、京丹波町消防団の組織等についての基本方針に基づき、計画的に配備しているものですが、昨今の府補助金の状況や令和4年度からの組織一部再編などを踏まえ、各部に1台保有の原則としつつ、守備地域など地域事情も含めまして消防団及び地元分団と十分協議する中で、年数を経過した車両の更新について決定していくこととしております。

あわせて、京都府への補助金件数の増額要望等も実施しているところでございます。

なお、今回から、車両本体にバックモニターが標準装備となり、また、電動油圧式昇降リフターの採用など団員の負担軽減を図るため、消防団と調整した内容で購入する予定であり、説明資料として購入いたします車両の概況、参考写真、入札結果等を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、議案第52号 令和6年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約の補足説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今提案になっておりますポンプ車の購入契約でございますけども、今

説明がありましたように、21年経過をしているということでございました。現在、本町がそれぞれ各支団に配置しておりますポンプ車でございますけども、21年以上経過しているポンプ車というのはほかの支団ではないのかどうか。対象となるような積載車は、現時点では何台更新をしなければならない時期に来ておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 現在、51台のポンプ車、それから小型動力ポンプ付積載車の車両を保有しております、そのうち、20年を経過しております台数でございますが、和知支団で6台、丹波支団で1台、瑞穂支団で4台になります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今、それぞれ支団の20年以上経過している台数をお聞きしたんですけども、具体的に毎年1台というようなペースだと思うんですけども、支障というのは特段、今の時点では出でていないのか。早急に更新というようなポンプ車はほかにないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 先ほど申し上げましたように、各部に1台車両を保有していくという計画でございまして、先ほど申し上げました台数で11台になるかと思いますが、それにつきましても、もう既に各部の中には20年を経過していない車両もあるということでございます。これにつきましては、それぞれの地元の分団等の整理の中で、現有車両、20年経過していても保有をしているという状況でございますので、特に消防力等に影響があるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎裕二君。

○1番（山崎裕二君） バックモニターを今回搭載するという話でありましたが、既に配備している車両についてのバックモニターの取扱い、新たにこういったものを取り付けるというふうなことも考えているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） これにつきましては、国の保安基準が改正されたことによりまして、今回、バックモニターが令和6年5月以降に生産される車両については標準装備になるというものでございます。以前の車両については対象外ということでございまして、現状と

いたしましては、新たに取り付けていくという計画はございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 計画はないということですが、団員の負担、安全に運転していただくために必要な装備ということもありますので、団員の方の意向も聞きながら考えていくといったことはないのか、改めて答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） これにつきましては、京丹波町だけの問題ではないというふうに考えております。

したがいまして、従来どおり団員相互の安全確保をいただきながら、ご意見等もいただいたら、そのとき検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより日程第4、議案第52号を採決します。

議案第52号 令和6年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて 京丹

波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、新旧対照表の1ページでございます。その中に第71条というのがありますと、固定資産税の減免ということでございます。今回、第71条にただし書が挿入をされまして、固定資産税について減免する必要があると認める場合は、この限りでないというような項目が入ったんですけども、どういう場合を想定して挿入をするのか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 今回の改正につきましては、第71条第1項の規定には、貧困とか公私の扶助、公益のために直接専用する関係とか、災害により著しく価値を減じた場合など特別の事由があった場合が明らかである場合、誰が見てもこれは必要だというような場合であり、かつ、減免の必要がある場合、申請をしなくともこちらのほうで判断をして減免をするという内容になっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 災害とかそういうことを想定されておるのかと思うんですけども、これまでにこのただし書の項目に該当するような事象というのは京丹波町ではあったのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） これまでには、これに該当するというところで判定をしたものにはございませんので、基本的には、罹災証明とかこちらのほうでどうですかというような把握をしている中で、申請があった場合に減免をしてきたというところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案になっております承認第2号 専決処分の承認を求めるものであります、内容は、京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の中心点は、歴史的な円安を背景とした物価高騰が長引く中、家計の所得を増やして消費を刺激する物価高騰対策として岸田首相が打ち出した肝煎りの政策です。定額減税の内容は、住民税1万円、所得税3万円で、合わせて4万円を6月分給与から減税するというものであります。減税には当然賛成であります。

今回の減税の方法は、制度の複雑さに加え、給与明細に減税額を記載することが義務づけられたことから、給与計算から支給まで自前で行う中小業者の皆さんには大きな負担となっています。定額減税は、所得税と住民税を合わせて1人4万円減らす、扶養家族も対象で、年収2,000万円を超す人は対象外、世帯全員分の減税額を1回で控除できない場合は、次回以降の給与や賞与から差し引かなければなりません。事務手続が大きな負担になり、対応に苦慮しているのが実態です。これでは何のための定額減税なのか。多くの批判の声も出されています。また、青色事業専従者や白色事業専従者が定額減税にも低所得者給付金の対象者からも除外される矛盾も起きています。

帝国データバンクは、年間最大約1万5,000品目が値上げされると見ていると新聞でも報道されています。本当に支援が必要だというところもあるわけであります。

定額減税は、今回1回限りです。次は増税が控えております。岸田首相は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として打ち出したわけですが、効果は不十分です。

今回の所得税3万円と住民税1万円、合わせて4万円の定額減税が少しでも家計の足しになることを期待して賛成するのですが、減税では今最も効果があるのは消費税を5%減税することです。

このことを指摘して賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員　挙手)

○議長（梅原好範君）　挙手全員であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

《日程第6、承認第3号　専決処分の承認を求めるについて　過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君）　日程第6、承認第3号　専決処分の承認を求めるについて　過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君）　これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号　専決処分の承認を求めるについて　過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員　挙手)

○議長（梅原好範君）　挙手全員であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

《日程第7、承認第4号　専決処分の承認を求めるについて　京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君）　日程第7、承認第4号　専決処分の承認を求めるについて　京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 賦課限度額を2万円引き上げるということあります。この影響を受ける方は7世帯ということで、負担額は14万円ということの説明を受けたところであります。この7世帯というのは、収入が多いということありますけれども、家族数が多いとか、子育て中の方があるとか、影響を受ける方の実態が把握されておれば、お聞きしておきたいと思います。

また、4人世帯であったら、収入はどのぐらいの方から影響になるのか、分かりましたらお聞きします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 今回の2万円引上げの改正でございますけども、中間所得階層の被保険者の方の負担に配慮されたものということでお聞きしておるところでございます。

影響の実態でございますけども、7世帯ということで初日に説明をさせていただきました。これにつきましては、あくまでも当初予算の算定時の状況から試算をさせていただいているところで、詳しいことについては現在持ち合わせておりません。

また、4人世帯でのというようなご質問でございましたけども、24万円の限度額を超える方、どれぐらいの所得かということでございますけども、世帯については1人ということで試算をさせていただきましたところ、総所得金額等につきまして約1,400万円ぐらいの方がこの上限額に達するというような試算をしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、承認第4号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対の討論を行います。

今回、承認を求めている国保税条例の改正は、一つに、国の制度改革により、低所得世帯の国保税負担軽減の所得基準額の見直しであります。均等割、平等割の5割、2割軽減制度

について、軽減判定所得の所得基準額を引き上げ、対象を拡大します。

町の説明でいろいろとありました。5割軽減については、4世帯5人の加入者について15万円の軽減になるということでありました。2割軽減については、書いている金額が疑問でありますので、確かな金額は把握できておりませんが、このことについては賛成し評価するものであります。

一方、国保税の最高限度額の引上げが実施をされます。

今回、後期高齢者支援金分、これについて22万円から24万円に、これまでより2万円多く保険税を納めるということに改正するものであります。この改正によって、医療給付費65万円、後期高齢者支援金24万円、介護納付金17万円になり、課税限度額については104万円から106万円になります。その影響は7世帯14万円ということで、負担が増えるということあります。国保税には加入世帯や加入者1人当たりに課税される平等割、均等割があるために、家族が多い世帯ではそれほど所得がなくても最高限度額に達することになります。対象となる世帯の実態というのは、把握できていないというような答弁もございましたけれども、もし子育て世代でありますたら大変大きな負担となります。また、中間所得層の負担軽減のためにということでもありますけれども、必ずしも中間所得層に重い負担にならないということにもつながらないと思います。

法定減免の対象拡大があるとはいえ、このような課税限度額の引上げには問題があり、反対とするものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

承認第4号 専決処分の承認を求めるについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

《日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君）　日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて　京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田　均君）　1点伺っておきたいと思うんですけども、今回の条例改正は、国の水道法の改正に伴って本町の給水条例も改正ということだと思うんですけども、今回、水道の整備・管理に関わる行政が国土交通省なり環境省に移管をされたということでございます。これまで厚生労働省が管理をしておったわけでございますけども、2つの省に移管されるのはどういうことでそういうふうになるのかということ。

それから、市町村の影響はないのかどうか、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君）　村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君）　まず、法改正の背景といたしまして、コロナ禍を経まして、厚生労働省におけるふだんからの感染症対応能力の強化に合わせまして、近年の水道整備・管理行政では水道施設の老朽化とか耐震化への対応、また、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められるとなっておりまして、このようなことから、社会資本整備や災害対応に関しましての専門的な能力や知見を有しております国土交通省に、これまで厚生労働省が所管しておりました水道整備や管理行政を移管しまして、国交省が層の厚い地方部局を活用しつつ、下水道等のほかの社会資本との一体的な整備を進めることによりまして、水道整備や管理行政の機能強化を図るというふうにされております。

また、環境省につきましては、安全や安心に関する専門的な能力や知見に基づきまして、水質基準の策定を担うほかに、水質や衛生に係る一部の業務につきまして国交省の協議に応じるなど、必要な協力をということで国民の水道に対する安全・安心をより高めるといったことになっております。

2つ目のご質問で、町に対する影響ということもあるんですけども、厚生労働省を国土交通省に改めるといったことが主でありますので、現時点では町に対する影響というのは変わらずということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案になっております承認第5号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案になっております専決処分の承認を求める内容は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることによる関係規定の整備を行うためとして、京丹波町水道事業給水条例の一部を改正するという内容であります。

新型コロナウイルス感染症対策本部の決定で、水道事業が国土交通省及び環境省に移管するということにされました。

水道法第1条には、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の改善に寄与することを目的としております。ここに厚生労働省が所管をする意味そのものがあるわけであります。

国土交通省が水道整備・管理行政を分担し、環境省が水質・衛生に関する業務を分担するとされております。水道法第1条の前半がどっちで、後半がどっちかというように分担すべきではない。このことを指摘して反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。

承認第5号 専決処分の承認を求めるについて 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

《日程第9、議案第45号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て》

○議長（梅原好範君）　日程第9、議案第45号　京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君）　今回、国のマイナンバー法の改正に伴って、本町の条例も改正するわけでありますけれども、そもそも今回の国の法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が見直しをしている中身についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君）　田畠デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畠昭彦君）　ご質問いただきましたマイナンバー法の改正の部分ですけども、大きな点はマイナンバーの利用範囲の拡大等に関することとなっています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　東君。

○10番（東まさ子君）　本町の条例の第4条、個人番号の利用範囲ということでなっておりまして、2項のところに法別表第2の第2欄に掲げる事務または法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報という中身について変更しているわけであります。もともとの法別表第2の第2欄・第4欄、これはどういう中身であったのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君）　暫時休憩します。

担当課長、質疑の正確さを増すために十分な準備をしてから答弁していただいて結構です。

休憩　午前　9時39分

再開　午前　9時41分

○議長（梅原好範君）　再開します。

田畠デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畠昭彦君）　先ほどご質問いただきました法別表第2でございますけども、たくさん項目がありまして、代表的なところだけお答えさせていただきたいと思います。

まず、健康保険法に関するところとか、予防接種法とか数々ありますので、代表的なものがそういったことになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） これまででしたら、社会保障でありますと、税でありますと、災害のときに限定してマイナンバーを活用するというふうになっていたと思いますけれども、その点については変わらないということありますか。

○議長（梅原好範君） 田畠デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畠昭彦君） 先ほどご質問いただきました件ですけども、大きな変更はないと認識しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 新旧対照表の第4条の2項、今、東委員からもあったわけですけども、ただし書のところに当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでないとなってるんですけども、今回、当該特定個人情報というところに当該利用特定個人情報ということで利用という文字が挿入されているわけでございますけども、どういうことから利用という文言が挿入されたのか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田畠デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畠昭彦君） まず、法律の改正に基づきまして、今回、町の条例を改正するものでありますと、法律上そのように文言がなっておりますので、本町の条例もそのようにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 国の法律が変わったということではあると思うんですけども、やはりこれは本町の条例でございますので、当然、国の法律に基づいて改正をしたということでありますが、この文言を入れることによってどういう影響が出てくるのか。また、メリットとかデメリットはないのかどうかということもやはりしっかりチェックをしていただくということが当然だと思うんですけども、そういうことはされていないのかどうか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田畠デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畠昭彦君） 先ほどご質問いただきました件ですけど、具体的に言いますと、国家資格の事務、例えば理容師とか、美容師とか、船舶の免許とかいうものにマイ

ナンバーを利用するというところになりまして、また、税・社会保障・災害対策等に利用するということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、議案第45号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、第4条の個人番号の利用範囲について所要の改正を行うとしています。本町条例中の個人番号の利用範囲を規定する第4条を改正します。法別表第2の第2欄に掲げる事務としていたものを特定個人番号利用事務に改め、同表の第4欄に掲げる特定個人情報としていたものを利用特定個人情報に改めるなど、一般的な名称に変更するなどが盛り込まれております。

マイナンバー法については、マイナンバーの利用範囲の拡大、健康保険証との一体化、公金受取口座の登録推進、マイナンバーの情報連携の拡大等が盛り込まれています。健康保険証の廃止については、任意であるはずのマイナンバーカード取得を事実上強制することになります。現在も発生している不都合や個人情報の漏えいなど、医療機関や利用者にさらなる混乱を招くものと危惧されています。

このように、情報漏えいや個人情報保護の観点からも、マイナンバーに多くの情報をひもづけるやり方は国民の間でも受け入れられているとは言えません。今、マイナ保険証の導入では様々なトラブルや個人情報の漏えいも発生しており、国民の不安は大きなものがあります。そういう中でマイナンバーの利用を拡大することはすべきでありません。

よって、本議案には賛成することができません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第46号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第46号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 提案になっております税条例の一部を改正するということでございますけども、新旧対照表の2ページで、附則、公益法人等に係る町民税の課税の特例というのが今回削除されておるわけでございますけども、この理由について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 今回の改正につきましては、ここに定めておりますのは、単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものであることから、条例の性格性を踏まえまして削除されたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） この削除に関わって、公益法人等に係る町民税の課税の特例ということでありますが、町民への影響というのはないのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山潤君） ないものと考えております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

議案第46号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第47号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第47号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎裕二君。

○1番（山崎裕二君） 災害援護資金貸付に係る要件緩和とかが改正ということになるわけですが、災害援護資金貸付、今まで対象となった方がおられるのかどうか、あわせて、災害弔慰金、災害障害見舞金に関しても対象となった方がおられるのか。分かっていれば答弁をお願いしたいのが第1点です。

第2点目としましては、今回、保証人を立てない場合とかそういった改正があるわけですが、据置期間とあります。据置期間が何年間なのか。その2点について答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 今回のこの関係でございますけども、災害援護資金、災害弔慰金、災害傷害見舞金、それぞれ3種類のものがございますけども、現時点までこれを利用された方についてではないという理解をしておるところでございます。

また、災害援護資金の中の据置期間でございますけども、据置期間については3年ということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私もちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、保証人を立てない場合も貸付けを受けられるということになるわけでございます。今答弁では、これまでこの貸付けを受けられた方ではないということでございましたけども、この改正の理由を一点お尋ねしておきたいということ。

それから、第16条で、支給審査委員会を置くことができるということになっておるわけですけども、災害はいつ起こるか分からぬという点から言いますと、条例が可決されれば審査委員会を設置するということなのか。また、委員の人数というのはどういう定数なのか。また、どういう方に委嘱するという考え方なのか、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 今回の改正でございますけども、これまで保証人を立てなければならぬということを明記をしておりました。今回の改正につきましては、やはり少子高齢化の進展等によりまして、家族を取り巻く環境等が変化をしてきておりまして、中には保証人を立てること自体が困難な方もいらっしゃるというようなことも鑑みまして、今回、保証人を立てることができるということで改正をさせていただいております。これまでどおり保証人を立てていただいた場合は、当然のことですけども、無利子で貸付けをさせていただくというものでございます。

続きまして、支給審査委員会の関係でございますけども、これにつきましては、今回改正をさせていただいた後、規則等で明記を研究をさせていただきたいというふうに考えておりますけども、石川県の状況等もいろいろ新聞報道等で見させていただいている中で、小さい市町が単独でというのもなかなか難しいような現状もお聞きをしておるところでございます。そういうことからも、京都府等のご指導も賜りながらそういったあたりを研究してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

想定される職種等でございますけども、先進のところを見させていただきましたら、やは

り弁護士さんであったり医師、その他学識経験というようなことも出ておるところでございまして、そういったところを参考にさせていただく。

また、人数等につきましては、京都府内の状況を見させていただきても、なかなかばらばらな状態でございまして、そういったあたりも今後研究をさせていただきたいと思いますけども、参考までに7人以内というところが比較的多いように認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） もう1点伺っておきます。

先ほど答弁ありました据置期間のことなんです。3年間ということで、災害に遭った方がこういう貸付けを受けて再建をということだと思うんですけども、その場合に据置期間3年というのは、災害を受けた状況もありますけども、収入を得て返済をしていこうという場合に、先ほどもありましたように、なかなか保証人を立てられないという、つながりがあまりない方であれば非常に厳しいわけでございますけども、3年間というのはどういうところから3年間ということにしたのか。やはり一定のもう少し据置期間というのは必要ではないかと思うんです。再建して仕事もなかなかうまくいかない、生活せんなんわけありますから厳しいと思うんですけども、その辺については返済というはどういうような返済の方法ということになるのか。据置期間3年というのはどういうところから3年としたのか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） この3年については、町単独で決めさせていただいているものはございませんでして、法律に基づいてさせていただいている分でございます。

また、償還等が難しい方も当然出てくると思います。そういった場合にこれも法律の関係でございますけども、償還金の支払猶予であったり、また、著しい障害等によりまして償還することができなくなったり、様々な事情はあるかと思いますけども、法律に基づいて償還免除というようなあたりもございますので、あっては困りますけども、あった場合にはご相談いただいたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○3番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第47号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

本年元日の能登半島地震における被災者の状況などを鑑みるとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律などに基づいて、所要の条例改正が提案されています。

詳細には、第一に、貸付けに係る保証人及び利率に関して、災害援護資金貸付は、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子として、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5%とするなど、要件緩和が確認できます。

また、第二に、被災者に対する支援、具体的には死亡や重度障害と災害との因果関係の判定、審査手続の遂行、支給金の決定、被災者へのサポートなどを円滑に進め、被災者の権益を守り、公正な判断を下すため、支給審査委員会の設置に関する規定の追加が盛り込まれ、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給において重要な役割を果たすものと期待しています。

以上により、議案第47号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

議案第47号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第48号 令和6年度 京丹波町役場旧庁舎解体工事請負契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第48号 令和6年度 京丹波町役場旧庁舎解体工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、合併後、旧町から引き継いだ公共施設も多くあるわけでございます。解体をせんなんという施設、建物も当然あるわけでありますが、その中で、優先して今回旧庁舎の解体工事を行うということでござりますけども、最優先にしたのはどういう理由からか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 旧庁舎でございますけれども、やはりあの場所にずっと存続させておくこと 자체が大きなリスクが伴うということもあって優先させていただきました。

私は、基本的には、よほどの文化的価値とか利用価値といったものが見つけられない場合には、スクラップ・アンド・ビルトが原則であろうと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 大きなリスクということでございますけども、置いておくことによって、当然、老朽もございますので、周辺にいろいろな事故を起こすということだと思うわけでございます。町内にも引き継いだ建物もあるんじゃないかと思うんですけども、特に本町の中心部ですので、解体をするということは当然だと思うんですけども、近くには商工会館もありますし、蒲生野中学校もあります。ですから、町民の利用もあの周辺は多くあるわけでございますし、実際に、今、旧庁舎の前の駐車場には、日によってはたくさんの車がとまっているということもあるわけでございます。そういう面を考えますと、跡地をどうするかということもあるわけでございますけども、当面、跡地についてはどういうような利用を考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） これまでどおりグラウンドの利用者様や生徒の送迎の保護者様が駐車スペースとして利用されるような状態で活用を今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今、担当課長からありましたように、当然、人が集まつてくる場所でありますので、車の駐車スペースという利用も多くあると思うんですけども、それを考えた場合に、今後、更地としてそういう利用するということになりますと、管理は当然せん

んということになるんですけども、やはり町民の利便性を考えると、舗装をして利用していくだけというように私はしておくべきではないかと思うんです。町長としては、解体工事の費用というのは相当費用も要るわけありますけども、あわせて、後の利用ということを考えてそういう舗装をしてあげて、そこで町民の利便性を図るというような考え方はないのかどうか。また、舗装をするというような検討もされたのか。また、費用については、舗装した場合にはどの程度要るということも算出されているのか、併せて伺っておきたいというふうに思いますし、今後は、今の状態でおきますとバラスを敷くということでございますので、当然、雑草も生えますし、管理もせんなんということになるわけでございます。そういうことを考えますと、きっちと舗装して仕上げておくべきだと思うんですけども、その点について、町長の見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　場所もいいところですので、先ほど言いましたように、リスクがあつてはいけないというようなこと也有って優先的に解体するということでございますけれども、今後、何をするかということについては、明確な利用目的を定めておりません。また、駐車場ということもあります、地盤が不等沈下のおそれもありますので、まだ舗装ということまでは検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君）　ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君）　3点質疑します。

まず、1点目です。

旧庁舎内に残るもので売れるものに関しては、官公庁オークションなども利用したいといったことありました、解体に伴って出てきます鉄骨などの部材の売却も考えているといったことありました。この点について改めて歳入歳出の関係で整理していただくと、どういった今後扱いになるのかといったところがまず第1点です。

そして、第2点目としまして、先ほどもありましたが、資料3の土敷、バラス敷といったところですが、これは上豊田保育所の下山分園が今同じようなことがなされているかと思うんですが、この間も確認に行ってきましたが、特別な加工が施されていることによって、草が繁茂する時期にあるにもかかわらず、草がほとんど生えていないというような加工がなされています。そういういた同じイメージを持てばいいのかどうか。これが第2点です。

そして、第3点目、資料2の番号で言いますと最後14番の土木建築課倉庫の前に地元の

蒲生の方が利用されているごみ収集庫があります。確実にこの期間は移動せなあかんなと思うんですが、その辺の扱いに関して協議はできているのか。今後する予定になっているのかといったところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） まず、1点目でございますが、旧庁舎に残っております備品等につきましては、現在使えるものにつきましては、ほかの公共施設で利用をしております。全く使えないものにつきましては、現在、処分しております。残っておりますのが、官公庁オークションにかけられるような比較的きれいなものを今残しておりますが、今後オークションにかけていきたいというふうには考えております。その部分につきましては、今後ではございますけども、歳入の諸収入であるとかそういった部分で計上していきたいというふうに考えております。

鉄くずでありますとかそういった部分につきましては、設計の中に含まれておりますので、相殺した形で工事の費用の中に入っております。

次に、下山分園の関係でございますけども、あそこの碎石敷きも何も散布していないということでお聞きをしております。したがいまして、今回につきましては、碎石敷きに粉じんの防止剤処理は散布をさせていただきます。一定下に光が届かないということで草も生えないかなというふうには考えておりますけども、若干草も生える可能性もございますので、その部分につきましては除草の管理のほうをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

最後でございます。

ごみ収集庫の関係でございますけども、現在はまだそこの協議はしておりませんので、今後請負業者も含めまして、移動も含めまして、対策については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の議案第48号 令和6年度 京丹波町役場旧庁舎解体工事請負契約について、賛成討論を行います。

議案は、町内建設業者と9,838万7,300円で解体工事、撤去後整備、発生材処理などの各一式工事に係る契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものとして提案がありました。

なお、工事に係る財源については、そのほとんどを令和7年度末に起債発行期限を迎える合併特例事業債としています。

さて、旧庁舎は、およそ63年の長きにわたって旧丹波町、合併後の京丹波町の発展に大きく寄与してきましたが、2021年（令和3年）11月1日の庁舎移転によって、今やひっそりとした姿になっています。付近には住居も多くあり、青少年の健全な育成や不審火などの火災、防犯等の課題に関わって以前から種々の声が届いていました。

これらを改めて集約するとともに、蒲生自治会からの要望書の提出やその回答を受け、昨年5月には旧役場庁舎の早期除却・解体実施に関する要望書を提出しました。本年度、当初予算への事業経費の計上に統いて、予定価格5,000万円以上の工事請負であったことを受け、今議会で契約議案として提案があり、間もなく一連の帰結を迎えます。

そこで、徹頭徹尾の契約履行に際して、以下の3点について申し述べておきます。

第一に、解体前にあっては、いまだ旧庁舎に残る備品の有効活用及び官公庁オークションなどによる売却を通じて、町財政、ひいては町民の皆さんに最大の効用をもたらすよう求めます。

第二に、解体工事に当たっては、大気環境中のアスベスト飛散漏えい防止対策は言うまでもなく、工事関係車両の通行などに伴って、近隣住民の皆さん、そして、朝夕の児童生徒上下校時の安全確保の徹底を強く求めます。

第三に、発生材処理に関わってです。原価の鉄骨などの部材高騰がその売却において、町財政、ひいては町民の皆さんに有用に完了するシステムを今回のみならず、今後さらに精緻化していくことを求めます。

以上、町民の皆さんにとって、安全かつ有効な工事として成就完結するよう、今後も注視・検証し続けていくと表明し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（梅原好範君） 会議を再開します。

先ほどの質疑の中で不十分な答弁がありましたので、改めて担当課から答弁していただきます。

山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 下山分園の関係でございますけども、解体のときに除草剤は散布していないということでございまして、今現在はシルバー人材センターなりにより適正に管理をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

議案第48号 令和6年度 京丹波町役場旧庁舎解体工事請負契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第49号 令和6年度 町営バス（小型バス）購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第49号 令和6年度 町営バス（小型バス）購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

居谷君。

○5番（居谷知範君） 今回購入されるバスは、丹波バス車庫にあります56人乗りと61人乗りの中型バスから小型バスに買い換えるというものになるわけなんですが、今回の購入車両から青ラインが緑ラインに変更になるとかなりイメージが変わるかなというふうに思うんですけれども、カラー変更の意図についてお伺いするのと。

今後、購入していく車両についても同じようになるのか。また、既存車両は変更になるのか、この点をお伺いさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 今回、これまでのブルーラインからグリーンラインに変更いたしましたけども、町のタウンプロモーションに沿った形でこういった変更をしたところでございます。

今後も、このタウンプロモーションに沿った形で考えていきたいというふうに考えておりますが、これまでの車両につきましては、今のところ変更なしでということで思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 同じ質問になると思うんですが、ブルーからグリーンということなので、今もタウンプロモーションというお話がありましたが、写真があるんですけども、これ真っすぐラインですよね。GREEN GREENのあのイメージでいいますと波々になっているんですけど、真っすぐのものをちょっとラインを波にしていただくとより効果があるんじゃないかと思うんですが、その辺は検討されませんか。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） おっしゃるとおりでございまして、検討したんですが、今後そういう方向で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎裕二君。

○1番（山崎裕二君） 町民大学の中で、秋ぐらいにバスのペイントアートを企画しているというような年間予定になっていたと思うんですが、今回購入するバスとの関連でいいますと何かあるのか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） ペイントをさせていただいておりますのは、少し古くなってきた車両でございますので、特にそういった新しい車両を対象には今のところしておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今回の入札に関わってお尋ねしておきたいんですけども、入札方式としては条件付一般競争入札になっておるわけでございますけども、条件というのはどういう

ものを付けた入札方式なのか伺っておきたいということ。

入札の参加業者というのは1社しかなかったということなのか。案内というのはしなかつたのかどうか。

それから、今回、一度に2台購入ということになるんですけども、2台購入するメリットはどういうところにあるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） まず、1点目の条件付の関係でございますけども、町内に本店を有する者、また、自動車で登録のある者という条件を付しております。

それと、今回の入札に参加が可能であった業者数につきましては、9業者ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 2台のメリットでございますが、今回、中型2台の更新ということでございまして、既にもう2台の中型が限界に来ておるということでございますので、2台を早急に入替えをさせていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 参加が可能であった業者数は9業者、そのうちの1社が応札があったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 町内の業者ということで、9業者が対象ということだと思うんですけども、最終的に1社しか入札に参加しなかったということについては、結果は結果ですけども、どのような要因が考えられるのか。担当課としてはそういうあたりの分析はされているのかどうか伺っていきたいということ。

それから、2台購入するということになりますと、当然、単価とかそういうものも幾分低くなるんじゃないかと思うんですけども、そういうようなメリットは全くないということなのか。逆に1台1台入札してもよかつたんではないかという面もあると思うんです。その辺についての考え方、2台更新せなあかん時期ということかもしれません、やはり2台同時に買うということについては、買うほうとしては価格の問題とかそういうものを含めて、一

定のメリットもあるんじゃないかというように思うんですけども、そういうものは何もなかったのかどうか、併せて伺っておきたいと思います。1台1台入札はしなかった理由も併せてお聞きしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君）　山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君）　入札参加者が1社ということでございますけども、それぞれの業者の判断でございますので、こちらのほうで把握はできませんけども、納期に間に合わないとか、予定価格が合わないとか、そういったことが考えられるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀　友輔君）　メリットでございますが、やはり同時期に2台が入るというそういったメリットということで、2台一斉にということでございますし、価格につきましては、昨年度と比較いたしまして1台当たり十数万円上がっておりますが、物価高騰分でございますので、特に反映したものではございません。ただ、2台というのは、やはりメーカー的にもそういった数が出るというところでは、一定の早期の納車という意味ではメリットがあるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

議案第49号　令和6年度　町営バス（小型バス）購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員　挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第49号の終結をもって、これより暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第14、議案第50号 土地の取得について》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第50号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今回提案になっております土地取得の関係でございますが、地目は山林ということになっております。取得価格の単価は何を基準としているのかということ。

それから、対象者が14人ということになっておりますが、用地の交渉というのは一人一人と行ったということなのか。代表者があつて、その方と用地交渉したということなのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 1点目の質問ですが、単価につきましては、不動産鑑定士により土地の鑑定評価を行い、それを基準として単価を算出しております。基準値の不動産鑑定評価額は1平方メートル当たり2,030円となっております。

2点目の14人の個人の契約なんですが、一人一人の個人との契約となっており、代表が蒲生野山林管理組合ですので法人外となっており、個人との契約になっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今、単価の関係で不動産鑑定士ということでございましたが、公表単価で用地を買収するなどのときにそういう価格も一定あるんじやないかと思うんですけども、あえて不動産鑑定士に単価を依頼したというのは、公共道路などで購入する場合とは違うということなのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） ご質問にありました単価につきましては、公表単価はありません。その都度、地点において不動産鑑定評価を入れて単価のほうを算出しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 全体的には1万831平米のうち、今回、8, 536. 01平米ということの説明だったと思うんですけれども、1万831平米全て取得する計画になっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 今おっしゃった1万831. 0平米なんですが、今回、8, 536. 01平米と、あと残り2, 295. 06平米を今年度内に契約のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号 土地の取得についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第51号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第51号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 2点お伺いいたします。

初め、歳出の10ページです。

これまでいろいろと説明いただきましたが、定額減税補足給付金支給事業とか物価高騰対応重点支援給付金支給事業、また、農林水産については高温対策支援事業など、大変多くの国からの補助でこうした大きな事業を展開していただいております。私は、町民にとっても、また京丹波町にとっても、大事な事業と感じておりますが、この事業を展開していただくのに町長の所見をお伺いいたします。

それと、12ページ、教育費です。

学校適応支援推進事業に282万9,000円上がっております。適応支援推進事業は学校で展開していただいていると思いますが、講師等報償、消耗品費、施設設備品、どのようなことに対応していただくのか、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今回、定額減税補足給付金支給事業、あるいは、物価高騰対応重点支援給付金支給事業を補正計上させていただきました。このことにつきましては、政府の方針にのっとって対応するものでございますけれども、今、物価高騰が本当に厳しいものがある中で、町民の皆様方の生活にもかなり影響があるんじゃないかと思うときに、私はタイムリーな事業であろうと思っておりますし、財源につきましても、政府のほうで保障していただくということになれば、町民の皆様方にとっては有益な事業であると私は思っておるところございますし、この支給については万全を期してまいりたいと思っております。

また、高温対策支援事業でございますけれども、この夏には去年を上回るような大変危険な災害とも思えるような高温が予想されるという向きもありますので、これもしっかりと対応ということで、私は、まさに時宜に適した事業だと考えております。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） それでは、学校適応支援推進事業の中身についてご説明をいたします。

まず、講師等報償でございますが、こちらにつきましては学習支援に係る方、それと学習指導に係る方の講師の報償でございます。

消耗品につきましては、事務用品と図書の購入ということでございます。

施設設備品につきましては、パーティションを1校当たり3個、これを4校に、合計12個を購入いたしますのと、ホワイトボードを各1校につき1つということで4校分計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 学校適応支援推進事業の今説明いただきました。学習支援員とか学習指導員、図書購入費、各学校においては3校でしたか。推進事業をしていただいているところに、全てにこうした支援をしていただくのか、その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 配置予定をしております学校につきましては4校でございます。その4校を対象といたしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

伊藤君。

○4番（伊藤康二君） ただいま森田議員、町長のほうからお話をございましたけども、事項別明細書の9ページと10ページ、農業振興費の高温対策支援事業でございますが、どういった対策なのかお伺いをいたします。

その下に畜産競争力強化整備事業もございますけども、それも併せてどういう支援の方法なのか、詳しくお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） まず、事項別明細書9ページ、10ページの農業振興費の高温対策支援事業でございます。

この事業につきましては、昨年度、令和5年度の猛暑日が過去最多記録になりました。今年度も引き続いて高温が予想されるということで、高温対策をするものに対する補助でございまして、対象品目につきましては、主にはハウスや露地の栽培されてます豆類や野菜、花卉や果樹が対象となりまして、補助対象の機器につきましては、冷房機器、ファン、散水設備、井戸の設置、そういうものが補助の対象となっておりまして、補助率は2分の1。ただし、井戸の設置につきましては、上限20万円となっている補助でございます。

実施主体につきましては、認定農業者であったり、認定新規就農者、3戸以上の販売農家

で構成する団体が実施主体となっているものでございます。

続きまして、畜産業費の畜産競争力強化整備事業でございますけれども、これにつきましては、主には畜産業を営まれている方の施設の整備であったり機械導入に係るもの補助となっておりまして、今回は下山にあります鶏舎の全面建て替えを計画されておりまして、その費用の2分の1を補助するものとなっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） ただいま説明をいただきましたけれども、高温対策支援で豆類とか水稻、これに冷房を入れるわけにはいきませんし、散水も豆の田んぼに散水の機械を入れたというのを見たこともございません。そんなことで、どういうふうな支援の細かい内容なのか。水を吸い上げるポンプの支援なのか。その辺の細かいことをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 今ありましたように、露地ですと畠に植わっているもの上にかける遮光資材、そういうのも対象になりますし、また、かん水装置でありますスプリンクラー、そういうものも対象となっております。

揚水ポンプもかん水装置の一つとして補助の対象になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 事項別明細書の歳入5ページ、6ページの真ん中ほどにあります教育費国庫補助金の、先ほども出ておりましたが、教育支援体制整備事業補助金158万円に関わって質問します。

補助率3分の1の事業として、まず、11ページ、12ページの歳出の学校適応支援推進事業282万9,000円の3分の1に当たる94万3,000円充当されております。そして、下のほうの財源振替として、小学校の教育振興費で120万円の3分の1として40万円が、中学校の教育振興費として、同じく71万1,000円の3分の1の、会計年度任用職員（パートタイム）という説明があったかと思いますが、23万7,000円として財源振替の分は同じく補助率3分の1として充当されているのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 議員お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 何点かちょっとお尋ねします。

1点目は、歳入の関係でございます。

8ページの雑入で、リーディングDXスクール事業委託金ということで99万5,000円あるんですけども、委託金でございますので、委託の内容はどこから受け入れてどういうものなのか伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、今回、歳出の関係で、定額減税なり物価高騰に伴います給付金の関係があるんですけれども、1点は、定額減税補足給付金ということで9,300万円の予算を組んでおるんですけども、2,500人を対象ということでございました。この場合に、対象者の基準となりますのは、令和5年度の所得が基準で算出ということでいいのかどうか、確認も含めてお尋ねしておきます。

それから、もう1点は、物価高騰対応重点支援給付金の関係、均等割とか非課税世帯ということで合わせますと、170世帯と120世帯ということで290世帯になるんですけども、この場合の対象となる世帯は、何年度分の所得が非課税であったり均等割であったりということになるのか。改めて伺っておきたいというように思います。

12ページでございます。

教育費の関係で、先ほどもちょっとお尋ねもあったんですけども、学校適応支援推進事業ということで予算を282万9,000円組んでおるわけでございますが、不登校の対策ということでございました。

1つは講師の関係でございますが、なかなか教員不足というのもあって、講師の確保ということはしっかりできるのかどうかということ。

それから、現時点での不登校の子ども、何人がこの対象となるのか。できれば、小学校なり中学校の関係が分かれば、不登校の状況を伺っておきたいというように思います。

引き続いて、リーディングDXスクール事業ということで、和知小学校、和知中学校が指定になったということでございますけども、具体的にはどのような取組なのかお尋ねをしておきたいというように思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 私のほうからは、リーディングDXの内容についてお答えします。

この間、国では、児童生徒に1人1台端末を整備をして、ICTを使った教育が進められ

てまいりました。今回国が、リーディングでありますので、先導的な事業として、これまで使ってきました1人1台端末のさらに学びを深めるために、今回、実施をしている事業であります。全国で都道府県及び政令指定都市、100の学校を指定して実施するものであります。京都市以外、京都府内では本町の和知小・中学校がその対象となっております。

内容としては、まずは1人1台端末のこれまで使ってきた内容を改めて検証をすること。そして、ここからは1人1台端末をさらに有効に、国がこの間進めております個別最適な学び、協働的な学び、これらに1人1台端末をどのようにより有効的に使えるのか。こうしたことの検証事業というふうに理解をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君）　私のほうからは、まず、雑入にございますリーディングDXスクール事業委託金でございますが、こちらの委託金、歳出のリーディングDXスクール事業に係る経費を委託金としていただくものでございます。なぜ雑入に上がっているかということでございますが、こちらの事業、株式会社内田洋行教育総合研究所が国より委託を受けておりまして、この事業に係る費用につきましても、株式会社内田洋行から支払いがあるということでございますので、雑入に計上させていただいております。

続きまして、不登校対策ということでございますけれども、学校適応支援推進事業で講師と人材はどのようにになっているかということでございます。まず、講師に係る人材ということで広く募集といいますか、来ていただく方を探しておるということもあるんですけれども、実際、学習支援等で学校のほうに入って指導等、支援等をしていただいている先生方がおいででございますので、こういった方を活用いたしまして、こちらの事業のほうに当たつていただくということで、人材確保のほうは行っておるところでございます。

次の不登校の人数ということでございますけれども、令和6年4月当初の人数でございますけれども、小学校では2人ということですし、中学校では15人ということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　山田君。

○9番（山田　均君）　不登校のことで、小学校2人、中学校15人ということだったと思うんですけども、いろんな家庭環境も含めてあろうかと思うんですけども、不登校の原因というのはどういうように把握されておるのか。また、不登校生徒への支援というのは具体的にはどのような対策を考えておられるのか、併せて伺っておきます。

それから、備品購入の関係でお尋ねをしておきます。

今回、丹波ひかり小学校の図書室の高温対策ということで 66万5,000円予算が上がつておるわけで、当然、現在使っているエアコンが故障だと思うんですけども、更新という費用なのか。高温の時期を迎えておりますので、そういう対策が必要だと思うんですけれども、その点について伺っておきたいというように思います。

以上です。

○議長（梅原好範君）　松本教育長。

○教育長（松本和久君）　私のほうからは、不登校の児童生徒、その原因、それへの対応、この部分についてお答えします。

まず、原因についてですが、これは正直申しまして、これというふうに特定することは極めて困難であります。これはもう国の調査、あるいは、不登校に対する考え方の中でもそのように分析をされています。例えば思春期特有の成長段階の中での課題もありますし、あるいは、学校の中で学習のつまずきが一つのきっかけになる場合もありますし、また、クラスや友達との人間関係が原因になることもありますし、また、家庭の中での様々な環境、国も大きくはそんなような形で分析をされています。

本町の場合も、おおむねそうした背景といいますのか要因があるものというふうに理解をしています。

次に、対応ですが、一人一人の児童生徒の背景要因に沿った対応が大事であります。したがいまして、当該児童生徒はもちろん、ご家庭、保護者とも協議をしながら、例えば、学校には取りあえず来れるという場合には、今回お世話になっております校内での居場所づくり、学習を保障する連携支援教室、こういう形もありますし、そういうことができない場合はこちらから家庭や、時には学校には来れないけども学習をしたい場合は、学校外で学習の場を設定する。こういったような、それぞれの児童生徒の実情に沿った対応を進めさせていただいている。

先ほど学校教育課長から人数の報告がありましたけども、この2年間、学校不登校の生徒の数は着実に減少していると、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君）　丹波ひかり小学校におきます備品購入でございます。

丹波ひかり小学校の図書室の空調設備が不調となり機能しなくなっています。業者へ修繕が可能か、また、修繕に係る概算費用等の算出を依頼をいたしました。業者からは、室外

機・室内機の取替えが必要であるということで、概算につきまして見積りをいただいたところでございます。

工期につきましては、起工からおおむね半年程度かかるということから、今年の夏にはちょっと間に合わないということで、今でき得る応急の対策といたしまして、小学校体育館に今回導入を予定しておりますものと同様の気化式冷風機の購入を検討しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 物価高騰対策ということで、定額減税でありますと、低所得者への給付ということで予算も組んでいただいておりますが、新たに住民税非課税になった方とかいろいろとありますが、この定額減税について全ての人が対象になる設定になっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 定額減税補足給付金ですけれども、この対象といいますのは、そもそも定額減税を受けられる対象者ということになりますので、そういう意味から言いますと、所得税の課税をされておられる方、また、住民税の所得割を課税されておられる方、これらの方が定額減税の対象者になりますので、基本その対象の方で、なおかつ引き切れない方が給付金の対象ということです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 例えば、令和5年度は仕事がしっかりとあって収入があった。そして、令和6年度については仕事がなくなってしまったとかそういうときにどうなるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） ご質問の件です。

昨年、そういった給付を受けられて、今回も受けられるのかということですね。基本は、それぞれの制度、趣旨、また実施時期が違いますので、そういうこともありますと、そういうことでございます。

ちなみに、昨年度受給される令和5年度の基の所得は令和4年の所得になりますし、今回、令和6年度で言いますと、令和5年の所得がベースになりますので、そういう違いもあります。

すし、それがそれぞれ受けられるということは、現実的にそういった事象も想定をされると
ということです。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 先ほど10ページの定額減税の関係で、2,500人が対象ということ
でございましたけども、基準となる所得が令和5年度の所得ということによかったのかどうか
ということ。

物価高騰の均等割り非課税の世帯、合わせて290世帯については、いわゆる所得があ
ったなかったという基準というのは、先ほどの総務部長の話で言うと令和4年度の所得とい
うことになるのか。改めてお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 今回の定額減税の補足給付につきましては、まず、定額減税あり
きの話になりますので、定額減税、今回、住民税につきましては、令和5年中の所得が令和
6年度の定額減税ということになります。所得税につきましては、これから給与を受けられ
る方がそれぞれ事業所のほうで引かれていくわけなんですけども、この給付につきましては、
令和5年中の収入を基に推計をしまして、そこで所得税を引き切れないだろうという方につ
きましては給付ということになりますので、考え方としましては、令和5年中の所得を基準
にしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 物価高騰重点支援給付金支給事業における所得の判定の年度
でございますが、令和5年中の所得に基づく令和6年度の住民税の課税状況に基づき判定を
することとなっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、発議第1号 政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化に向けた意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第16、発議第1号 政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化に向けた意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

伊藤康二君。

○4番（伊藤康二君） 4番議員の伊藤康二です。

ただいま議題となりました発議第1号 政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化に向けた意見書につきまして、案文を読み上げまして、提案内容並びに提案理由とさせていただきます。

政治資金パーティーの収入の一部を収支報告書に記載していなかった問題について、政治資金規正法違反の疑いが強く指摘され、国民の間に政治に対する不信感が広がっている。

本来、政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようするため、政治資金の収支を公開し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とし、国民に対し政治活動の実態を明らかにすることを本旨としております。

今回の件は、続く物価高騰や災害等で国民の暮らししが厳しくなる中、政治への国民の信頼を著しく損なうものであります。

については、国におかれましては、政治資金規正法の目的・基本理念に立ち返り、国民の疑念を払拭し、民主政治の健全な発達に寄与することができるよう、政治資金規正法に基づく制度の厳格化と透明化に向けた改正や運用改善に向けた議論が進められるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月14日。

なお、この政治資金規正法改正案は、今国会の衆議院で可決され、ただいま参議院に送られ審議をされているところでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案になっております意見書について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今提出者からありましたように、衆議院で可決をされ、今、参議院で議論をされております。

その中で、肝心要であります企業・団体献金の禁止とか、政策活動費の内容の公開とか、そういうものが本当に置き去りにされようとしております。

特に、この政治資金規正法により、今もありました国民の不断の監視と批判の下に行われるために、政治資金の公開を定めておるわけでございますけども、今議論になっているのは、政策活動費の領収書、明細書などの公開は10年後というようなことが提案をされております。規制法違反の時効というのは5年となるために、10年後の公開では罪にも問えないという非常に矛盾に満ちた内容になっておりまして、国民の期待に応える議論には本当になつております。ぜひこの意見書をしっかりと国に届けて、本当に国民の監視の下にしっかりとそういう法律が守られて、それぞれの公金でございます、税金を使っておるわけでありますから、領収書をしっかりと公開をして明らかにしていくというのは当然だというふうに思います。

ぜひそういう点では、この意見書、私どもは、企業・団体献金の禁止、政策活動費の公開という基本原則をしっかりと示すべきだというそういう立場でありますが、ぜひこうした声を

国会に届けていくということは国民や住民の声だということを申し添えて、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号 政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化に向けた意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の字句、その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第17、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務産建常任委員会、教育福祉常任委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

《日程第18、議員派遣の件》

○議長（梅原好範君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和6年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会といたします。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 西山芳明